

サービス管理責任者等に係る研修について

1 研修過程と受講対象者

研修課程	目的・内容	受講対象者
基礎研修 (4日間)	実践研修の受講資格の取得	一定の実務経験※を有する者 ※従事するための実務経験マイナス2年の時点から受講可

原則、2年間以上の実務経験

研修課程	目的・内容	受講対象者
実践研修 (2日間)	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得	基礎研修を修了後、実践研修の受講前5年以内に2年間以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者 ただし、例外的に、6カ月間以上のOJTに従事することで受講可能な場合もあります。 ※後ほど「4 制度改正」で御説明

5年度ごと

研修課程	目的・内容	受講対象者
更新研修 (1日間)	資格の更新 (5年度ごとに繰り返し)	実践研修の修了者

実務経験について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験として算定できる事業・施設等は、厚生労働省・こども家庭庁告示に定められたものが対象です。

（例）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 など

（厚生労働省告示）

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月31日厚生労働省告示第230号）
- https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1

ご自身の職歴がいずれの事業・施設等に当たるかご不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者等へお尋ねください。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上		8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

特区は令和3年3月31日廃止

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者※	有資格者※3	それ以外の者
障害児者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は児童(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一イ(1)(二)〕	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上		8年以上
		(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

2 基礎研修のみ修了した者の取り扱い

**基礎研修は実践研修の受講資格を取得するための研修です。
実践研修まで修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援
管理責任者として従事できません。**

（例外１）

令和４年３月３１日までに基礎研修を修了し、かつ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験を有している場合（基礎研修の修了日から３年以内に限ります。）

（例外２）

正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が同じ事業所等に配置されている場合

（例外３）

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、基礎研修修了者が一定の要件を充足した場合（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から２年間）

【やむを得ない事由による措置でサビ管等を配置する場合は、事前に指定権者へ相談すること】

※後ほど「４ 制度改正」で御説明

3 宮城県における研修実施主体

(1) 宮城県による研修（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に委託）
基礎研修、実践研修、更新研修、専門コース別研修を実施

(2) 指定研修事業者による研修

①株式会社中川（東北福祉カレッジ）

基礎研修、実践研修、更新研修、専門コース別研修を実施

②株式会社学研ココファン

基礎研修を実施

※開催スケジュールは、各実施主体のホームページ等でご確認ください。

4 制度改革

令和5年6月30日に

サービス管理責任者等研修の制度が一部改正されました

(1) 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

現行制度上、実践研修受講に必要な実務経験は、基礎研修修了後「2年以上」としているが、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」で受講を可能とする。

(2) やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、1年間は実務経験を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修修了までの最長2年間はサービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には**、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

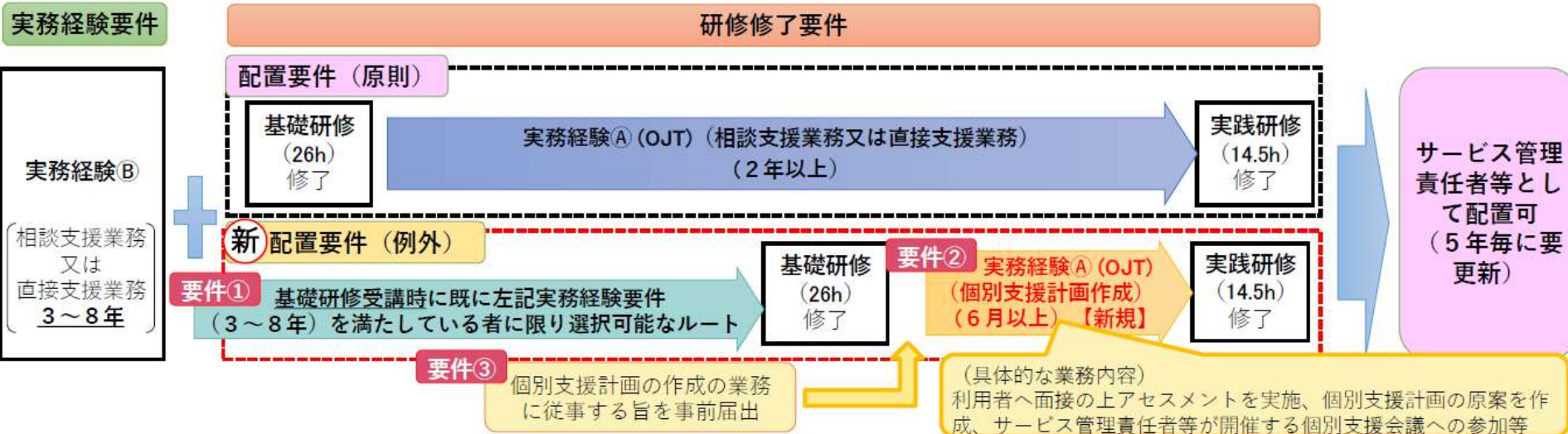
② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



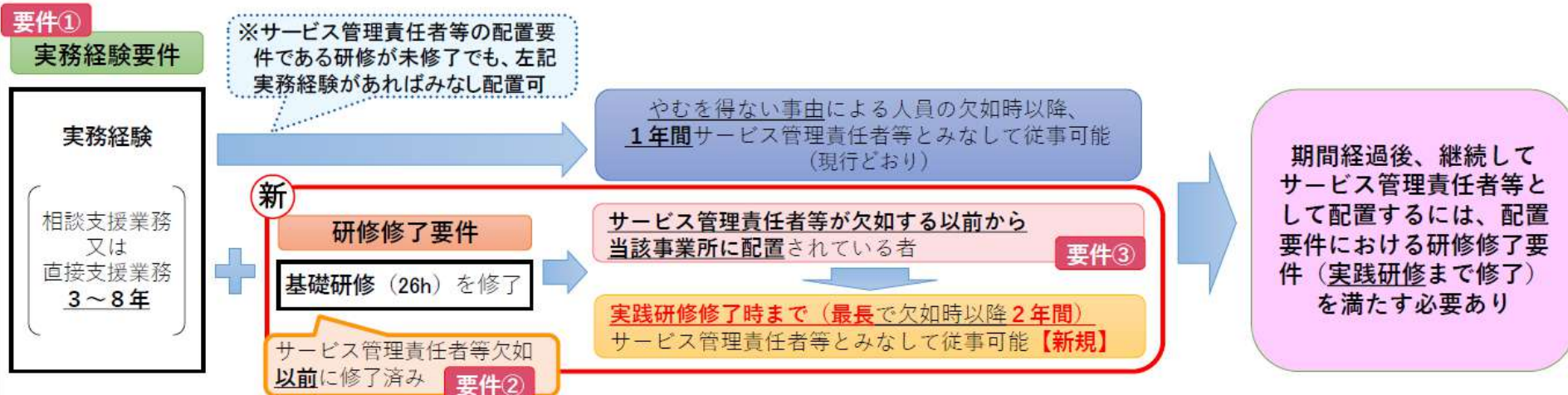
② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）**サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。



相談支援専門員に係る研修について

宮城県保健福祉部障害福祉課

○相談支援従事者研修事業実施要綱（第1）

「地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。」

相談支援専門員になるための要件

以下の①、②の両方を満たすことで、相談支援専門員として配置可能

①実務経験を満たすこと

②相談支援従事者初任者研修の修了

※初任者研修修了後、現任研修を受講して資格を更新する必要あり

研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定があるもの
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たすもの 1. 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2. 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合)
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の実務経験がある者。 (市町村推薦・事前課題による審査あり)

現任研修について

【対象者】

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。
具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

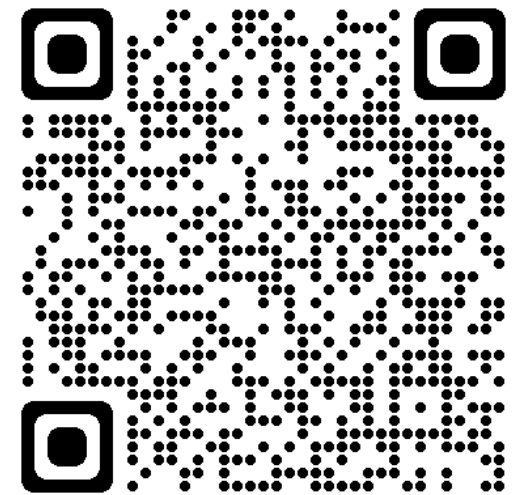
【参考】受講時期（令和6年度に初任者研修を修了した場合）

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
研修	初任	現任（1回目） ※期間内に一度受講（必ず5年おきに受講する必要はなし）					現任（2回目）				

宮城県相談支援専門員 人材育成ビジョン

令和6年3月

宮城県障害者自立支援協議会／宮城県保健福祉部障害福祉課



宮城県相談支援専門員 人材育成ビジョン

令和 6 年 3 月

宮城県障害者自立支援協議会／宮城県保健福祉部障害福祉課

■ 目次

1	人材育成ビジョンとは	
(1)	背景・目的	1
(2)	理念	2
2	相談支援従事者の役割	
(1)	相談支援の目的と役割	3
(2)	相談支援従事者に求められる力・資質	4
(3)	相談支援従事者に必要な力の循環と成長イメージ図	10
(4)	相談支援の基本的視点	11
3	相談支援体制	
(1)	相談支援体制の概略	12
(2)	重層的な相談支援体制	13
4	相談支援従事者の人材育成体制	
(1)	相談支援専門員制度	14
(2)	相談支援従事者個人スキル向上のイメージ	15
(3)	地域における相談支援従事者の育成体制	16
(4)	国・県等の養成研修と地域の人材育成の関係	17
5	行動計画（アクションプラン）	18
6	用語集	20

I 人材育成ビジョンとは

(I) 背景・目的

【策定の背景】

- 県では、平成26年度に「宮城県における相談支援専門員の人材育成ビジョン」を策定し、相談支援専門員に求められる役割や資質、経験に応じた研修体系等を整理し、人材育成を推進してきたところである。
- 他方、平成27年度のサービス等利用計画作成対象者の拡大、平成30年度の主任相談支援専門員の創設、令和2年度の研修カリキュラムの改定、令和3年度の第6期障害福祉計画における相談支援体制の強化といった成果目標の創設など、関連制度や相談支援を取り巻く環境は大きく変化している。
- それらを踏まえ、時代の変化に対応した新たな人材育成ビジョンを策定することで、より質の高い人材の育成を推進するものである。

【活用の目的】

- 相談支援従事者が目指す人材像やキャリアパスのよりどころとなること。
- 相談支援従事者養成研修（相談支援従事者初任者研修・現任研修、主任相談支援専門員研修等）のあり方・方向性を共有すること。
- 市町村の障害者相談支援体制強化のため、必要な人材育成・活用の指針となること。

【理念】

宮城県のそれぞれの地域で、障害のある方々が
「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材を育てる

そのためには

○地域のネットワーク強化

※相談支援専門員・サービス管理責任者・行政・事業所が多職種と連携し、
自立支援協議会を中心に地域のネットワークの強化を図り、人材育成に取り組む

○ケアマネジメント※¹を土台とした研修体系

○圏域ごとのOJT※¹⁰体制構築

○専門的なスキル向上

2 相談支援従事者の役割

(1) 相談支援従事者の目的と役割

相談支援従事者は、地域を基盤とした「ソーシャルワーカー」であることを自覚し、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（社会福祉専門職団体協議会）に基づき、以下の目的達成に向けて、「本人を中心とした支援」を実践するために必要なものを常に意識し、自己研鑽を続けていくことが求められています。

○障害者の地域生活に向けた支援

地域で暮らしていきたいとの思いに寄り添い、地域での継続的かつ総合的な支援が求められています。

○障害者の自立と尊厳の確保、社会参加への支援

障害者の権利に関する条約、障害者基本法等の国内法の趣旨をふまえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるにふさわしい生活支援や社会参加への支援が求められています。

○障害者の自己決定の尊重と意思決定に向けた支援※⁸

障害者への支援は自己決定を原則とすることを理解すると共に、自ら意思の決定することが困難な場合、意思決定ガイドラインに基づく支援が求められています。

○障害者を含めた誰もが暮らしやすい地域づくり

誰もが自分らしく暮らし続けるためには、地域づくり、資源開発等が期待され、ソーシャルワーク※²に基づいた支援が求められています。

（２）相談支援従事者に求められる力・資質①

〔相談支援専門員に求められるチカラ（相談支援人材育成指標）〕

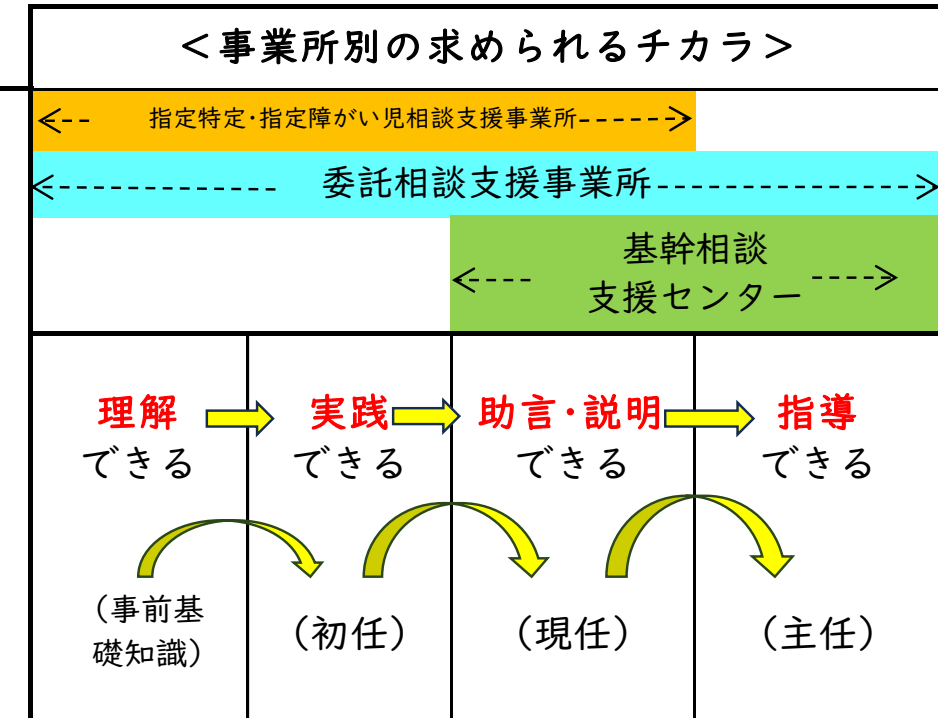
＜相談支援専門員に必要な資質＞

○人間性

- ☐ 礼儀：素直に謝れる 対象者から教わる姿勢 思いやり 基本的マナー 等
- ☐ 心構え：探求心 社会資源の改善や開発の姿勢 等
- ☐ セルフコントロール：自分を知る オン・オフの切替 ひとりで抱え込まない 等

○基本的視点

- ☐ 本人主体の視点（本人中心支援） ☐ 自己決定の視点（意思決定支援） ☐ 家族支援の視点（家族支援）
- ☐ ストレングスへの着目 ☐ 個別の視点（個性の尊重） ☐ 生活者の視点（QOLの重視）
- ☐ アドボカシーの視点（権利擁護） ☐ エンパワメントの視点（当事者による社会変革）
- ☐ チームアプローチの視点（多職種連携） ☐ 地域づくりの視点（コミュニティ・ソーシャルワーク）



■相談支援育成指標の活用にあたって

本指標は、各項目についてそれぞれの立場で求められるチカラ（事前基礎知識＝理解できる。初任＝実践できる。現任＝助言・説明できる。主任＝指導できる。）が備わっているかを確認するものになります。なお、指標の星印は、参考として、求められる頻度や重要度を総合的に示したものになっております。（（小）☆→★→★★→★★★★（大））

（１）相談支援-価値と基本姿勢

	（事前基礎知識）	（初任）	（現任）	（主任）
☐ 共感的理解・受容と傾聴（信頼関係の構築）	★	★★	★★★★	★★★★
☐ 人権意識について（インクルージョン・ノーマライゼーション）	★	★★	★★★★	★★★★
☐ 当事者尊重について（ストレングス・エンパワメント・リカバリー）	★	★★	★★★★	★★★★
☐ 意思決定の支援と合理的配慮の追及	★	★★	★★★★	★★★★
☐ プライバシーの尊重と保護（守秘義務）	★	★★	★★★★	★★★★
☐ 中立・公平性の保持	★	★★	★★★★	★★★★
☐ セルフマネジメントの大切さ	★	★★	★★★★	★★★★
☐ 専門性の向上・自己研鑽	★	★★	★★★★	★★★★
☐ 社会的信用の保持	★	★★	★★★★	★★★★

（２）相談支援-知識		（事前基礎知識）	（初任）	（現任）	（主任）
☐	障がい福祉に関する制度・福祉サービスについて	☆	★	★★	★★★★
☐	障がい福祉に関する法律（権利条約・虐待防止法・差別解消法 等）について	☆	★	★★	★★★★
☐	ケアマネジメントプロセスの理解	☆	★	★★	★★★★
☐	障がいに関する知識・概念について	☆	★	★★	★★★★
☐	障害特性の理解	☆	★	★★	★★★★
☐	支援のための関係機関の知識	★	★	★★	★★★★
☐	地域の情報（地域特性・社会資源の理解・インフォーマル等）	☆	★	★★	★★★★
☐	医療について（疾患やケア含む）	☆	☆	★★	★★★★
☐	社会保障制度について（年金・健康保険・医療助成制度等）	☆	☆	★★	★★★★
☐	就労に関する知識	☆	☆	★★	★★★★
☐	高齢者福祉・介護保険制度について	☆	☆	★	★★

（３）相談支援-方法・技術・実践		（事前基礎知識）	（初任）	（現任）	（主任）
☐	記録の作成（支援の根拠として分かりやすくまとめ、支援向上のために活用する）	☆	★	★★	★★★★
☐ 関係形成力 （バイスティックの7原則）	☐ クライアントを個人として捉える	★	★	★★	★★★★
	☐ クライアントの感情表現を大切にする	☆	★	★★	★★★★
	☐ 援助者は自分の感情を自覚して吟味する	☆	★	★★	★★★★
	☐ 受け止める	★	★	★★	★★★★
	☐ クライアントを一方向的に非難しない	☆	★	★★	★★★★
	☐ クライアントの自己決定を促して尊重する	☆	★	★★	★★★★
	☐ 秘密を保持して信頼感を醸成する	☆	★	★★	★★★★
☐ 安心感の提供	☐ 受容 ☐ 傾聴 ☐ 面接設定	☆	★	★★	★★★★
☐ 本人主体のイン テークアセスメ ントの適切な 実施	☐ 情報収集力	★	★	★★	★★★★
	☐ 要約力（話の内容の本質を瞬時に掴み、明確に簡潔にまとめる）	☆	★	★★	★★★★
	☐ 説明力（利用者・他の支援者等への）	☆	★	★★	★★★★
	☐ ケースを通じた情報整理（生物心理社会モデル等によるニーズ整理）	★	★	★★	★★★★
	☐ ライフステージの視点	☆	★	★★	★★★★
	☐ 見立ての力（仮説を立てる）※生物心理社会モデル	☆	★	★★	★★★★
	☐ 想像力（あるものごとについて、あらゆる面から推察する）	☆	★	★★	★★★★
	☐ 2次アセスメントの活用	☆	★	★★	★★★★

		(事前基礎知識)	(初任)	(現任)	(主任)
□ 本人の自己決定を尊重した意思決定支援の実施	□ 合理的配慮に基づいた説明の工夫	☆	★	★★	★★★★
	□ 本人の自己決定の尊重・言葉の理解	★	★	★★	★★★★
	□ 家族・関係機関等からの情報収集	★	★	★★	★★★★
	□ 成年後見人など、関係者との協議に基づいた最善の利益の判断	☆	★	★★	★★★★
	□ 意思決定支援でのモニタリングの重要性	★	★	★★	★★★★
	□ 既存の社会資源に留まらない支援方法の検討	☆	★	★★	★★★★
□ 本人の強み・思いに着目したサービス等利用計画の作成	□ 社会資源情報収集	★	★	★★	★★★★
	□ 調整力（インフォーマルサービス活用を含めた）	☆	★	★★	★★★★
	□ 書く力（適切で分かりやすく）	☆	★	★★	★★★★
	□ 説明力（利用者や関係者に分かりやすく）	☆	★	★★	★★★★
	□ 本人の望む生活の実現のために、社会資源が不足する場合等に課題として捉える力	☆	★	★★	★★★★
	□ ストレngthsを意識した本人の役割の設定	☆	★	★★	★★★★
	□ サービス等利用計画の評価		☆	★	★★★★
□ サービス担当者会議の開催・運営	□ 会議招集（必要なメンバーの招集等）	☆	★	★★	★★★★
	□ 本人中心の会議であること	☆	★	★★	★★★★
	□ 情報共有力（他機関の役割の理解も含む）	☆	★	★★	★★★★
	□ スムーズな会議進行（ファシリテーション・スキル）	☆	☆	★★	★★★★
□ プロセスの各過程における必要に応じた適切な介入		☆	★	★★	★★★★
□ モニタリングの適切な実施	□ 適切な期間設定	☆	★	★★	★★★★
	□ サービス提供状況の □ 観察 □ 聞き取り □ 評価	☆	★	★★	★★★★
	□ 支援の状況・効果の確認の必要性を理解し対象者と共有	☆	★	★★	★★★★
	□ 目標達成状況を分析し、効果の背景要因を捉える	☆	★	★★	★★★★
	□ 背景要因を踏まえ、対象者と共に目標及び支援計画を再設定	☆	★	★★★★	★★★★

(4) 相談支援-ソーシャルワーク (地域づくり等)		(事前基礎知識)	(初任)	(現任)	(主任)
□ ネットワーク構築 (チームアプローチ)	□ チーム形成	☆	★	★★	★★★★
	□ ケース会議・事例検討会の活用	☆	☆	★★	★★★★
	□ 新たな社会資源の創出	☆	☆	★	★★★★
	□ 緊急時、災害発生時の支援やリスクマネジメント考慮の支援会議	☆	★	★★	★★★★
□ 地域ニーズの把握	□ 地域ニーズの掘り起こし		☆	★★	★★★★
	□ 地域ニーズのコーディネート		☆	★★	★★★★
□ 地域診断の実施	□ 地域診断のための情報収集		☆	★★	★★★★
	□ 地域情報の発信		☆	★★	★★★★
□ 社会資源の 改善・開発	□ 個別の支援からの地域課題提起	☆	★	★★	★★★★
	□ 創造力 (既存社会資源では対応不十分な際の新たな資源創出・連携)		☆	★★	★★★★
	□ 活動地域と他の地域との比較により評価できる情報の収集		☆	★★	★★★★
	□ 課題解決策検討		☆	★★	★★★★
	□ 課題解決策提案			★★	★★★★

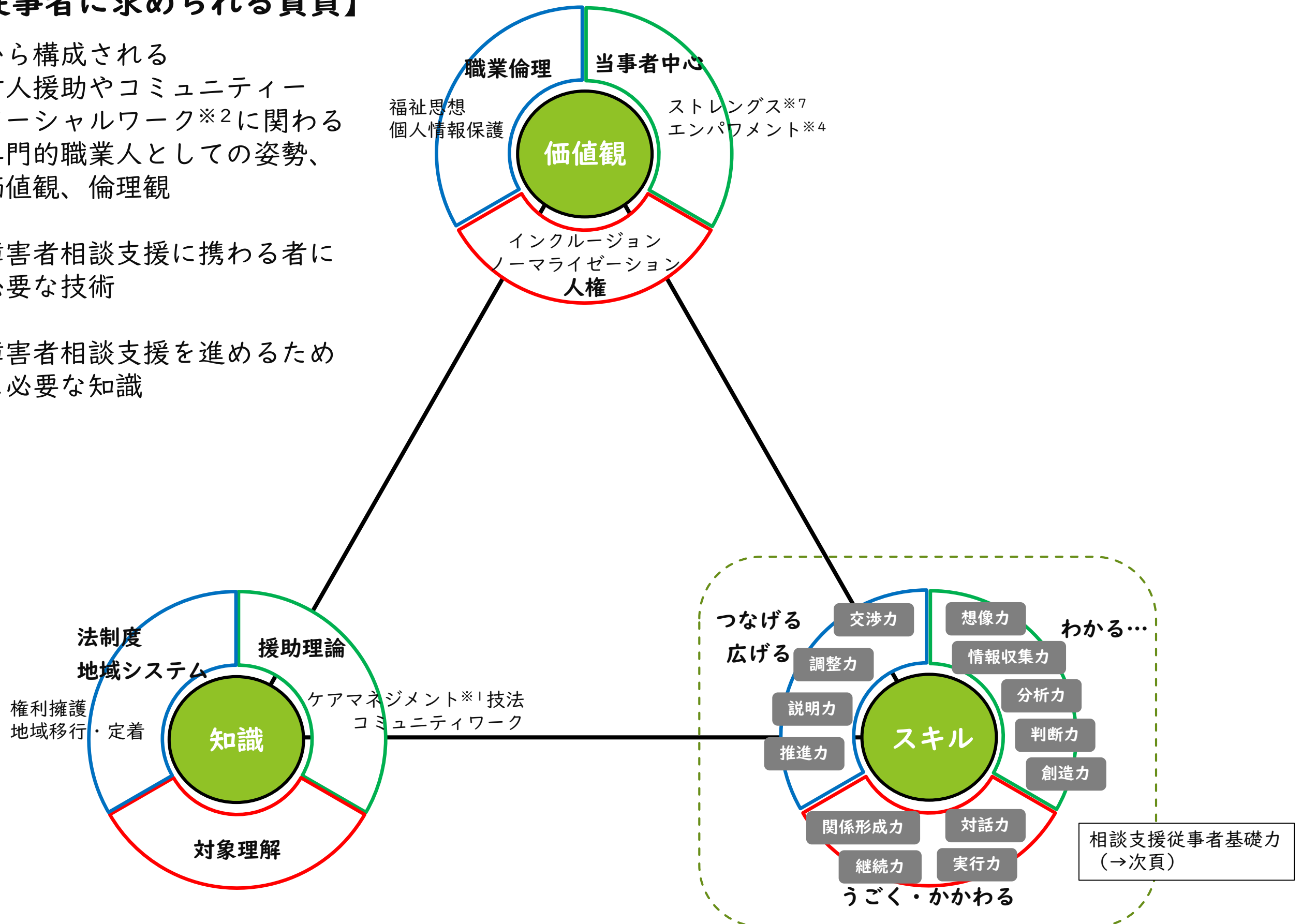
(5) 相談支援-省察・適用 (人材育成・運営管理)		(事前基礎知識)	(初任)	(現任)	(主任)
□ 人材育成・運営管理	□ 事業所における人材育成 (=OJT) の実施 (個別SV・GSV)		☆	★★	★★★★
	□ 地域における人材育成 (=Off-JT) の実施 (個別SV・GSV)		☆	★	★★★★
	□ 研修企画・立案・運用			★	★★★★
	□ 地域自立支援協議会の中核的役割となり、相談支援活動をマネジメントする			★	★★★★

(2) 相談支援従事者に求められる力・資質②

【相談支援従事者に求められる資質】

3つの要素から構成される

- ①価値観：対人援助やコミュニティーソーシャルワーク※2に関わる専門的職業人としての姿勢、価値観、倫理観
- ②スキル：障害者相談支援に携わる者に必要な技術
- ③知識：障害者相談支援を進めるために必要な知識



(2) 相談支援従事者に求められる力・資質③

【相談支援従事者基礎力】

わかる・感じる Think Feel	想像力	利用者の全体生活を捉え、思いや考えを察知したり、変化を感知する力 得られた情報から多様な展開や可能性を見出す力
	情報収集力	カギとなるライフストーリーをつかみ、必要な情報を適切な人から引き出す「聞く」「聴く」「訊く」力
	分析力	主訴とニーズを明らかにし、現状を構成する要素を明らかにしたり、地域の課題を理解する力
	判断力	タイミングや現在の必要性を見極め、支援の方策を定める、見立てる力
	創造力	支援に必要なアイデアや新たな仕組みを発想する力
うごく・かかわる Action Intervention	関係形成力	コミュニケーション技術を駆使し、信頼関係を構築したり、導いていく力、また、支援の輪を広げていく力
	対話力	支援者の思いではなく、本人（利用者）主体に基づき、相互のコミュニケーションにより援助課程を進めていく力。思いを引き出す力
	実行力	支援に必要な時間を見立て、時には時間をかけて目標を実現に向けていく力
	継続力	事態が動かなくても、ねばり強く続けてゆける力 定めた計画や仕組みを改善を加えながら見守り続ける力
つながる・広げる Co-ordination Networking	交渉力	新しくチームに加わってもらえるよう、かけあう力 また、相手の出来ることを理解し、明確な役割を与え、引き込む力
	調整力 (会議運営力)	複数の課題や関係する機関の特性を把握し、的確に役割分担を行い、繋げていく力。そのための会議を取り仕切る力
	説明力	利用者の課題を要約して伝え、また、地域の課題を的確に把握し、それを必要な機関や会議でわかりやすく伝える力
	推進力	必要性を見極めた上で、積極的に事態を動かしたり、本人、地域、関係機関を促していく力

(3) 相談支援従事者に必要な力の循環と成長イメージ図



(4) 相談支援の基本的視点

相談支援従事者が「本人を中心とした支援」を実践する際に、常に持ち続けるべき「基本的視点」を示します。

生活者視点 (QOLの重視)

本人の要求水準をより向上させるために、質の高い生き方を共に考える。

家族支援の視点 (家族支援)

本人と家族が、障害があっても、幸せに生きていくための選択肢を増やしていくことを目指す。

本人主体の視点 (本人中心)

本人ができること、したいことに焦点を当てた支援を行うことで、課題を解決することを目指す。

スティグマ※5の理解

権力のもと、属性分類（ラベリング）、イメージ化、偏見、差別が起きる現象を理解し、交流機会の確保などスティグマ解消に向けて共生社会の実現を目指す。

アドボカシー※3の視点 (権利擁護)

奪われた権利を回復するために、個人や社会に働きかけていく。

エンパワメント※4の視点 (当事者による社会変革)

本人が人や社会に働きかけ、自分自身で環境を整え社会を変えていけるよう寄り添う。そのような経験を持つピアサポーターを活用する。

個別性の重視 (個性の尊重)

画一的な価値観を押しつけず、個性を活かした生き方を支援する。

地域づくりの視点 (コミュニティ・ソーシャルワーク※2)

個人の課題を地域・社会の課題とすることで、地域の人々とともに課題を乗り越える。

リカバリー※6の重視

本人の価値観に基づき、医学的な症状が消えていなくても、地域に出て、自己決定権と責任をもって生き、生きる意味を感じられることを目指して支援する。

自己決定の視点 (意思決定支援※8)

誰にでも意思を決定する力があることを理解し、環境を整え、自己決定に導く。

チームアプローチの視点 (多職種連携)

多くの関係者と協働して1人の人材を支えていく。

ストレングス※7への着目

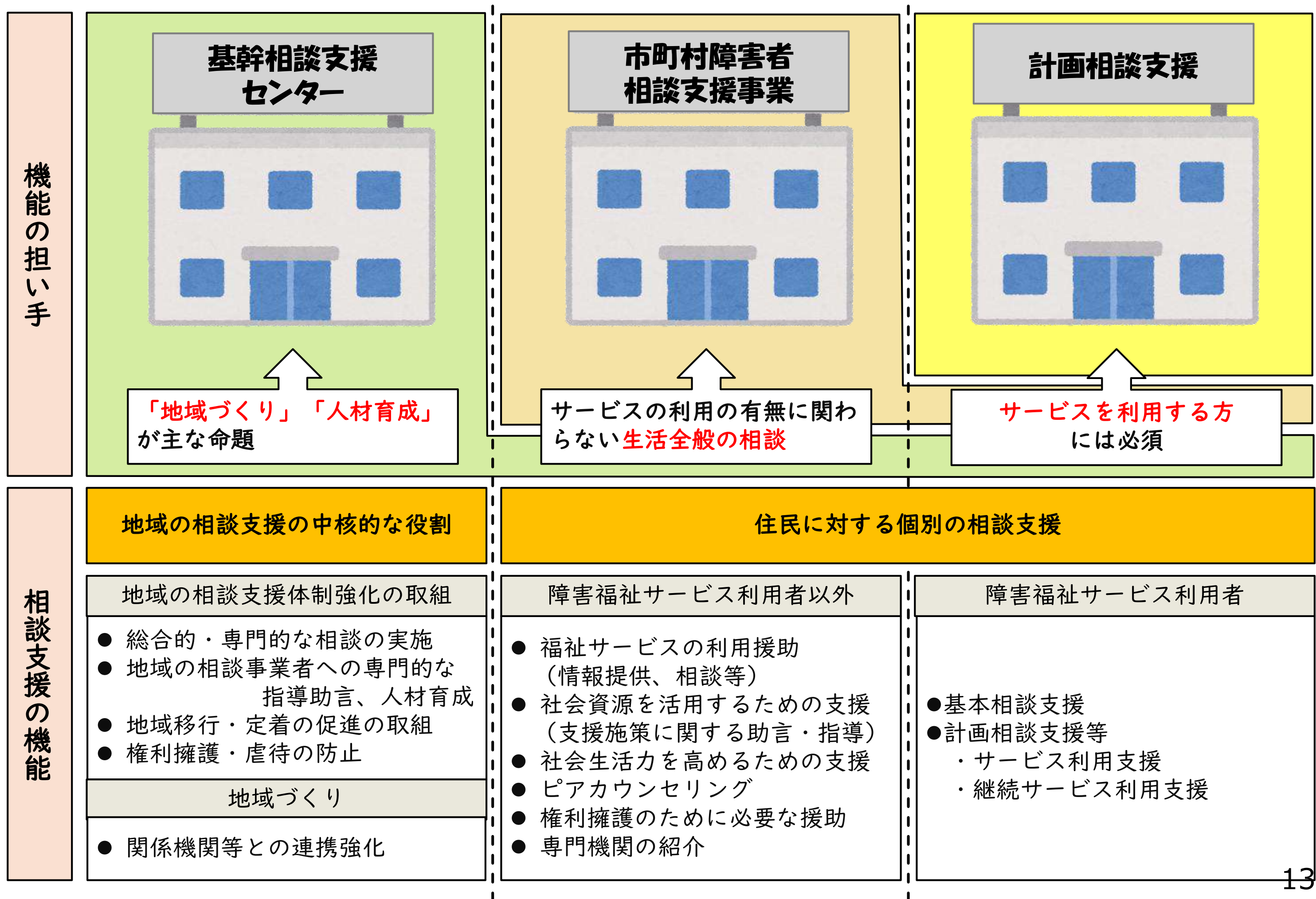
ストレングスには「個人因子（熱望、希望、自信、能力）」と「環境因子（資源、社会関係、機関）」があり、支援者がそれらに働きかけることにより、クライアントは生活の質が高まるなどエンパワメント※4される。

3 相談支援体制

(1) 相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	事業内容
基幹相談支援センター	定めなし 《地域生活支援事業実施要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	○総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター等機能強化事業) ○地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ○地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	○福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ○社会資源を活用するための支援 (各種支援施策に関する助言・指導) ○社会生活力を高めるための支援 ○ピアカウンセリング ○権利擁護のために必要な援助 ○専門機関の紹介 等
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、 管理者	○基本相談支援 ○計画相談支援 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	○基本相談支援 ○地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援

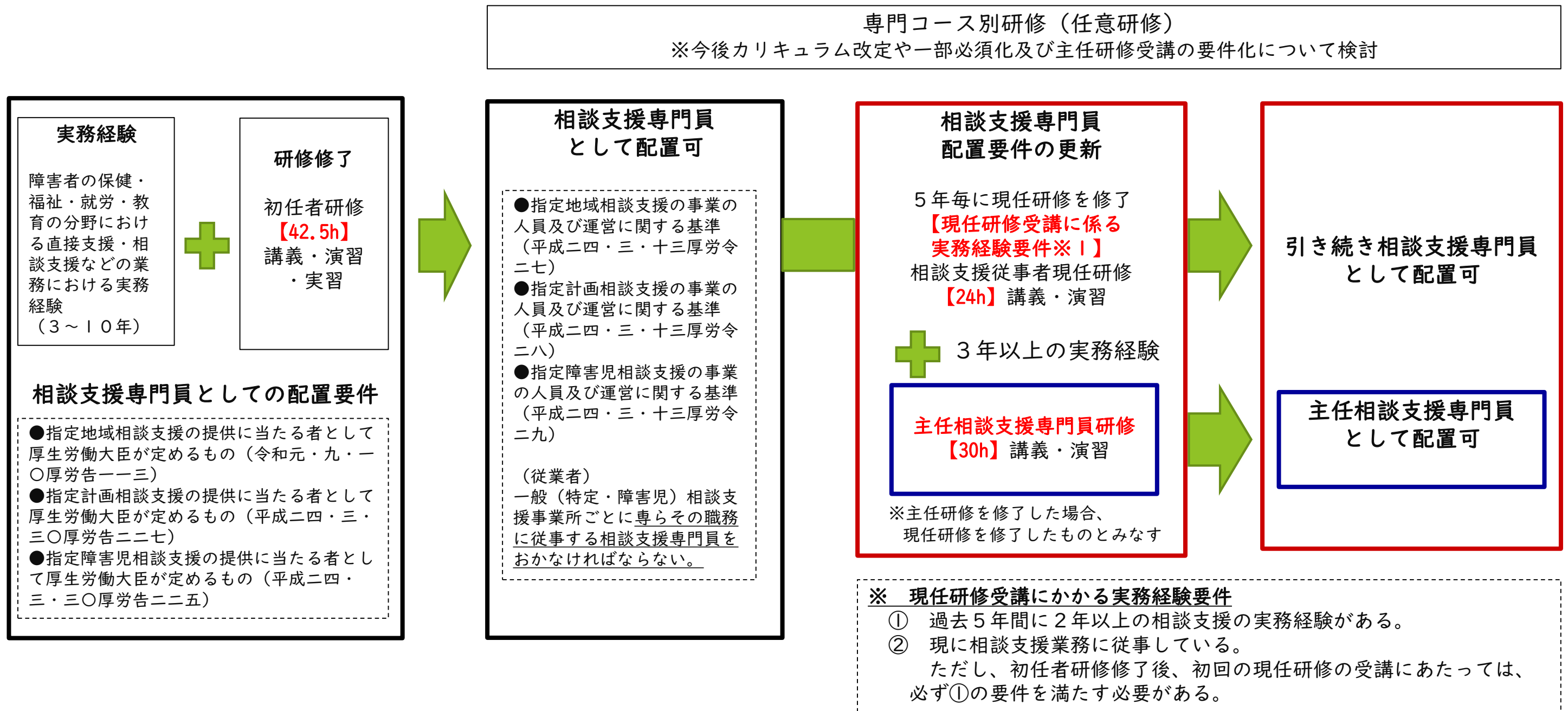
(2) 重層的な相談支援体制



4 相談支援従事者の人材育成体制

(1) 相談支援専門員制度

- 意思決定支援※⁸への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメント※¹を含む地域を基盤としたソーシャルワーク※²を実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(※)を追加。（経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。



(2) 相談支援従事者個人スキル向上のイメージ

※本資料はイメージであり、より早期にメゾの視点、マクロの視点を持ち、障害のある方々が安心して暮らせる地域づくりを担う人材になることが望ましい。

目指すべき人材
障害のある方々が「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材

15年

主任研修、指導者養成研修（国研修）

- ・ 法定研修企画・立案
- ・ スーパービジョン※⁹（個別・GSV）
- ・ 県自立協部会参加

10年

現任研修

- ・ 法定研修演習講師
- ・ 市町村自立協参加

5年

初任者研修

- ・ 法定研修
サブ演習講師

ミクロ
（個人・家族）
ケースワーク
個別支援会議

ソーシャルワーカーとして基本的な価値・知識・技術が身についている。例えば、社会福祉原理、ソーシャルワーク※²理論等を熟知している。
様々な面接技法、ソーシャルワーク※²の技法を身に付けている。
何らかの倫理綱領を身につけている。

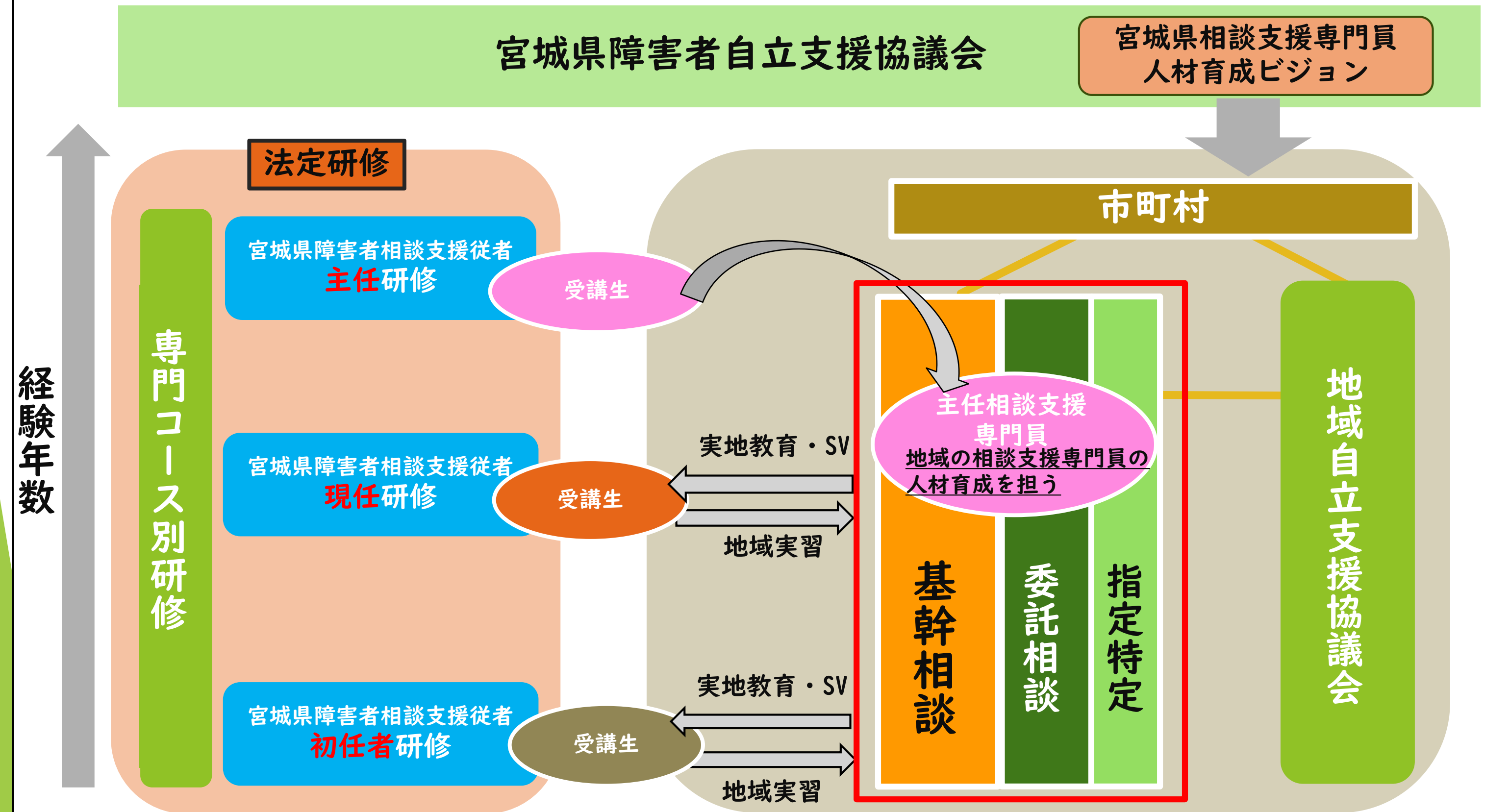
メゾ
（集団・組織）
多職種連携
チーム支援

多職種連携・チームアプローチの知識・技術が身についている。例えば、連携の概念を熟知している。連結、調整、連携、協働が実際にできる。倫理綱領の体現化が常にできている。

マクロ
（地域・社会）
コミュニティ
ワーク
協議会

コミュニティワーク、ソーシャルアクションが実践できている。
ソーシャルワーカーとして価値・知識・技術がバランスよく体現化できている。

(3) 地域における相談支援従事者の育成体制



(4) 国・県等の養成研修と地域の人材育成の関係

	国	宮城県	市町村	基幹相談支援センター
組織・団体	厚生労働省 こども家庭庁	宮城県 県自立支援協議会	市町村 地域自立支援協議会	基幹相談支援センター 障害者相談支援事業等
役割	研修制度全般 (策定・周知・養成)	全県の相談支援体制の強化 (障害福祉計画等の作成・進捗管理) 相談支援専門員の養成 サービス管理責任者等の養成	地域の相談支援体制の強化 (障害福祉計画等の作成・進捗管理) ・相談支援事業者に対する専門的助言 ・相談支援事業者の人材育成のための支援 ・地域の相談支援機関と連携強化の取組 ・県主催市町村向け説明会等への参加	・地域の相談支援体制の強化 ・相談支援専門員に対する専門的助言指導 ・相談支援事業者の人材育成のための支援 ・地域の相談支援機関等との連携強化の取組
具体的な内容	基本方針策定 (障害福祉計画等) 指導者養成研修の実施	相談支援体制強化に向けた後方支援 障害福祉計画の推進 ・県自立支援協議会による協議 ・地域協議会(部会)との連携 各養成研修の実施 ・企画運営、体制づくり(地域連携) ・指導者養成研修参加者の推薦 ・研修の評価・考察 ・人材育成ビジョン作成	相談支援体制強化に向けた取組 (障害福祉計画の推進) ・地域自立支援協議会による協議 ・県協議会(部会等)との連携 ・基幹相談支援センター、障害者相談支援事業、相談支援事業所の役割整理 ・主任相談支援専門員の活用	相談支援体制強化に向けた取組 (障害福祉計画の推進) ・地域自立支援協議会による協議 ・県協議会(部会等)との連携 ・基幹相談支援センター、障害者相談支援事業、相談支援事業所の役割整理 ・主任相談支援専門員の活用
法定研修で担う役割				
相談支援従事者 研修	相談支援従事者指導者 養成研修	相談支援従事者初任者研修 相談支援従事者現任研修 主任相談支援専門員養成研修 専門コース別研修	相談支援従事者研修における地域実習の 後方支援(実地実習受入先の調整、地域 資源情報の提供、協議会)	相談支援従事者研修における地域実 習の実施(スーパービジョン※ ⁹ 等 の実施) 法定研修後のフォローアップ
目的	○相談支援専門員・主任相談支援専門員の育成＝「地域の相談支援体制の基盤強化」 ⇒ニーズに基づく地域資源の充実(障害福祉計画等、地域生活支援拠点等の推進)＝「安心して暮らせる地域づくり」			

5 行動計画（アクションプラン）

- 県内市町村及び相談支援従事者に対して人材育成ビジョンを周知し、相談支援専門員像の共有を図る
- 全市町村（圏域）において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図るための中心的な役割を果たし、相談支援体制の更なる充実に向けた取組を推進する
- 協議会において、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する
- 本ビジョンに関して、自立支援協議会等を通して、より充実した内容になるように適時更新を行う

【参考】みやぎ障害者プラン（令和6年3月・宮城県）－各論－第3章 安心して生活するために－第1節 相談支援体制の拡充

＜現状と課題＞

- ◆ 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人やその家族の意思を尊重し、様々なニーズや心身の状況に応じたきめ細かな対応が必要です。
- ◆ このため、身近な地域で相談支援を受けることのできるよう、相談支援事業者や市町村の相談窓口等の体制の充実を図り、心身の状況や障害の特性等に応じたサービス等につなげていくことが重要です。
- ◆ 特に、障害のある子どもの親は、養育、医療、教育、就労など様々な将来への不安を抱えることになるため、子どもへの対応はもとより、親に対する心のケアについて、積極的にかかわっていく必要があり、気軽に様々な相談が受けられる場を、身近な場所につくる必要があります。
- ◆ また、県内に配置されている民生委員及び児童委員は、各担当区域内の実情を把握するための社会調査や相談活動などを担っており、これらの民生委員等とも連携を図っていく必要があります。
- ◆ しかしながら、基礎調査の結果では、障害のある人の相談相手として「家族・親戚（75.8%）」及び「友人・知人（27.8%）」と回答した割合に比べ、「役所の窓口（8.5%）」及び「相談支援事業所（22.5%）」等と回答した割合は低い水準にとどまっており、相談支援体制の一層の充実が求められています。
- ◆ こうしたことから、地域における相談支援の中核機関であり、市町村が運営する基幹相談支援センターを中心に、相談支援人材の計画的な育成を図るとともに、県及び市町村の自立支援協議会（広域設置を含む。）による相談支援関係機関の有機的なネットワーク化を通じた相談支援体制の活性化を進める必要があります。
- ◆ さらに、障害福祉サービスを利用する全ての人がサービス等利用計画の提出が必要であることから、当該計画案の作成を担う相談支援専門員の養成及び資質向上等に一層取り組んでいく必要があります。

＜施策の方向＞

1 相談支援の充実強化

（相談支援従事者の育成等）

- ◆ 相談支援従事者等を対象とした研修（初任者研修、現任研修、主任研修及び専門コース別研修）を定期的の実施し、相談支援従事者等の技術向上を図るとともに、研修の受講定員を増やすなどして、受講機会の拡充にも努めていきます。
- ◆ 市町村の自立支援協議会と連携し、地域の課題や困難ケースへの対応について、事例共有や解決に向けた意見交換等を実施し、相談支援体制の充実・強化及び圏域におけるネットワークの構築を進めていきます。
- ◆ 過去に相談支援従事者研修を修了し、資格を有しているものの現在は計画相談支援業務に従事していない「潜在的有資格者」が再度現場で活躍できるための環境整備等を図ります。

（障害特性に応じた相談支援体制の充実）

- ◆ 県の自立支援協議会などの場を通じて、基幹相談支援センター相互の定期的な情報交換等を行い、地域課題の解決に向けた検討や個別支援事例の共有を図ることで、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの運営を支援し、地域の実情に応じた総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所に対する指導・助言や、人材育成支援等を通じた相談支援体制の強化を図ります。
- ◆ 在宅の障害のある人（重症心身障害児者、知的障害のある人、身体障害のある人など）の地域における生活を支えるため、市町村が実施する障害者相談支援事業と連携を図りながら、障害のある人やその家族等が身近な地域で療育相談や指導が受けられる相談支援体制を推進します。
- ◆ 「宮城県発達障害者支援センター」を運営するほか、各障害保健福祉圏域で中核となる事業所に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、発達障害のある人やその家族、支援者が、身近な地域で乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した相談を受けられるよう、体制整備や人材育成を進めます。
- ◆ 「リハビリテーション支援センター」や各保健福祉事務所を中心として、市町村と連携しながら、高次脳機能障害のある人等に対する相談支援や、リハビリテーション専門職等のチームによる巡回相談を行うとともに、普及啓発・支援者育成のための研修事業等を行います。また、医学的な側面からの評価・支援を行うため、地域の拠点病院による、高次脳機能障害のある人の社会復帰に向けた相談支援や保健医療関係者等を対象とした専門研修等を支援します。
- ◆ 難病患者等に対する相談支援等を行うため、保健福祉事務所に加え、「宮城県難病相談支援センター」及び「小慢さぼーとせんたー」を運営し、患者の悩みや不安の解消を図ります。

2 利用者本位のサービスの提供

- ◆ 障害のある人の様々なニーズをくみ取り、それに対するサービスを提供するためには、本人の意思を的確に把握することが必要であり、障害者ケアマネジメント手法に基づくアセスメントと個別支援計画の作成を通じ、利用者本位のサービス提供を推進します。
- ◆ また、利用者本位のサービス提供と併せ、より質の高いサービスを提供するために、その支援に用いられる知識と技術の向上を図るとともに、市町村や関係機関によるチームアプローチのために必要な取組を推進し、障害福祉サービス事業所等の知識・技術の向上を図ります。
- ◆ 上記のプロセス等を徹底するため、県の自立支援協議会などの場において、市町村や各地域自立支援協議会、各基幹相談支援センター等の関係機関との定期的な情報交換等を行い、地域課題や個別支援事例の共有を図ります。

3 地域支援体制の整備

- ◆ 障害のある人、障害のある子どもの保護者又は障害のある人の介護を行う人たちの様々なニーズに対応していくため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関で構成する自立支援協議会を活用し、地域の現状、課題を共有しつつ、新たな社会資源の開発等に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 市町村が実施する障害者相談支援事業と連携を図りながら、障害があるかわからない状態（障害の受容ができない状態を含む。）であっても適切な相談や指導を受けることができる体制の充実を図ります。
- ◆ 地域の民生委員・児童委員や障害者相談員等が行う相談活動を通じ、現に支援を受けていない障害のある人を適切な支援へと結びつけられるよう、民生委員・児童委員等に対して、障害や障害のある人に関する情報提供等が行われるよう市町村に対して助言を行います。

6 用語集

用語	説明
※1 障害者ケアマネジメント	障害者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法 （参考）障害者ケアガイドライン（平成14年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）
※2 ソーシャルワーク	ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。 社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。 （参考）ソーシャルワーカーの倫理綱領（日本ソーシャルワーカー連盟代表者会議）
※3 アドボカシー	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと（権利擁護） （参考）WAM-NET HP障害者福祉制度に関する用語集（独立行政法人福祉医療機構）
※4 エンパワメント	社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現を目指しており、その人の有するハンディキャップやマイナス面に着目して援助をするのではなく、長所、力、強さに着目して援助すること このような援助方法により、サービス利用者が自分の能力や長所に気づき、自分に自信がもてるようになり、ニーズを満たすために主体的に取り組めるようになることを目指す。エンパワメントの理念においては、援助者はサービス利用者と同等の立場に立つパートナーということになる （参考）身体障害者ケアガイドライン（平成14年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）
※5 スティグマ	権力のもとで、一部の属性に対してラベリング、ステレオタイプ、偏見、差別が起きる現象 公的スティグマ、自己スティグマ、構造的スティグマの3種類がある （参考）障害者相談支援従事者研修テキスト（初任者研修編）
※6 リカバリー	人々が生活や仕事、学ぶこと、そして地域社会に参加できるようになる過程であり、ある個人にとってはリカバリーとは障害があっても充実し生産的な生活を送ることができる能力であり、他の個人にとっては症状の減少や緩和である （参考）精神保健に関する大統領新自由委員会報告書（2003）
※7 ストレングス	本人の長所や潜在能力、利用者を取り巻く社会資源のこと。ストレングスに着目しその部分に働きかけ、望ましい適応能力を高めるとともに生活の質の向上や自主性・自立性を促す取組をストレングスモデルという （参考）福祉臨床シリーズ編集委員会編「精神保健福祉士シリーズ」（弘文堂）

用語	説明
※8 意思決定支援	自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み （参考）障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月31日障発0331第15号）
※9 スーパービジョン（S V）	当事者により質の高い援助を提供するために、人材育成と人材活用を目的として明確な目標を掲げ、スーパーバイザーによって行われるスーパーバイジーの成長を支援する、また、その体制を整えるプロセス。 S Vの場に関しては、大きく職場内におけるS Vと職場外におけるS Vの2種に分けられる。また、その方法の分類については、個別S V（スーパーバイザーとスーパーバイジーの1対1で行う手法）、グループS V（相談支援専門員同士でグループを形成して行う手法）、ピアS V（同種の経験、教育、専門性のある相談支援専門員でグループを形成して行う手法）、ライブS V（実践事例がない新人研修において録音、録画等を用いる手法）が一般的に相談支援の現場に用いられる。 （参考）植田寿之（2015）「日常場面で実践する対人援助スーパービジョン」創元社、「障害者相談支援従事者研修テキスト（現任研修編）」中央法規
※10 OJT	「On The Job Training」の略。職務を通じての研修であり、職務を遂行する中で支援者として必要な知識や技術、価値観や倫理観などについて、職場の上司や先輩から指導を受ける実践的な形態 （参考）福祉臨床シリーズ編集委員会編「精神保健福祉士シリーズ」（弘文堂）
OFF-JT	「OFF the Job Training（オフザジョブトレーニング）」の略。職務から離れて行われる研修であり、職場内や職場外において支援者に必要な専門的知識や技術などについて、教育訓練スタッフから指導を受ける集中的な形態 （参考）福祉臨床シリーズ編集委員会編「精神保健福祉士シリーズ」（弘文堂）
バイスティックの7原則	対人援助にかかわる援助者に求められる7つの行動規範のこと。1．個別化（利用者の生活問題の個別性を理解する）、2．意図的な感情表出（利用者の自由な感情表出を促すよう意図的にかかわる）、3．統制された情緒的関与（援助者自身の感情を自覚的にコントロールして利用者に反応する）、4．受容（利用者の「あるがまま」を受け入れる）、5．非審判的態度（援助者の価値観によって利用者を一方的に非難しない）、6．自己決定（利用者の自己決定を尊重する）、7．秘密保持（利用者に関する情報を不必要に漏らさない）という7つの原則からなる。 （参考）令和元年度相談支援従事者指導者養成研修資料
アセスメント	利用者の支援に必要な情報を利用者本人や家族との面接、関係者からの聴き取りなどを通して収集し、利用者の想いや課題に向き合う力、利用者を取り巻く環境のもつ力を見立てるものである。利用者の状況は支援の過程において逐次変化していくので、アセスメントは相談支援の過程で何度も繰り返されることになるが、相談支援専門員は最初に行ったアセスメント結果にとらわれず、利用者の行動や態度の背景を考えながら柔軟に見立てをやり直すことが重要である。 （参考）障害者相談支援従事者研修テキスト（初任者研修編）

令和５年度宮城県障害者自立支援協議会相談支援事業所部会 人材育成ビジョン検討ワーキンググループ構成員（敬称略）

地域	法人	事業所	職名	氏名
仙南 (大河原町)	社会福祉法人 白石陽光園	県南生活サポートセンター アサンテ	課長兼 相談支援専門員	笠松 剛士
仙台市 (青葉区)	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会	相談支援事業所 ふらっと青葉	主任・相談員	三浦 新
宮城東部 (利府町)	認定NPO法人 さわおとの森	地域拠点センター ふきのとう	センター長	佐野 篤
亘理町	社会福祉法人 ありのまま舎	サポートケア亘理ありのまま舎 基幹相談支援センター	センター長兼 主任相談支援専門員	菊地 理
富谷市・黒川 (大和町)	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	地域支援センター ぱれっとよしおか	主任相談支援専門員	西村 真希
美里町	社会福祉法人 みんなの輪	るーぶ美里	管理者	吉城 麻衣子
栗原市	社会福祉法人 栗原秀峰会	障害者相談支援センター あらいぶ	所長	伊藤 一住子
気仙沼市	社会福祉法人 洗心会	気仙沼市障害者生活支援センター	センター長	梶原 耕一
南三陸町	社会福祉法人 洗心会	南三陸町相談支援センター	事業所管理者	森 伸也
事務局	宮城県 保健福祉部 障害福祉課	企画推進班	主幹（班長）	高山 祐樹
			主事	山吹 景太

宮城県相談支援専門員人材育成ビジョン (Ver.2) 令和6年3月

作成：宮城県障害者自立支援協議会相談支援事業所部会
(事務局) 宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電話：022-211-2538 FAX：022-211-2597
Mail：syoufukup@pref.miyagi.lg.jp

(案)

令和7年度宮城県障害福祉関係施設介護人材確保支援事業補助金募集要領

宮城県では、県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、介護業務に従事しながら雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修・障害福祉関連の研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助する事業を実施し、以下のとおり申請事業者を募集します。

1 補助対象者

宮城県内において障害福祉サービス事業所等を運営している法人で、「2 補助要件等」を満たす法人

2 補助要件等

○宮城県内の対象施設にて、令和3年4月1日以降に無資格者*を介護職員として雇用した法人であること。 ※無資格者とは、介護職員初任者研修にあつては、宮城県介護職員初任者研修実施要綱第20に定める者以外で、介護職員初任者研修を修了していない者を指し、介護職員初任者研修以外の研修にあつては、「3 補助内容」に定める各研修の未修了の者を指す。 ○以下に定める研修受講期間に対象となる研修を受講させ、修了させること。 ○宮城県内の対象施設で、介護業務に従事させること。 (経理や営業など直接的支援以外の業務は除く。)	
対象施設	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、宮城県知事等が指定した事業所等(詳しくは別表1を参照) ○市町村長が登録する基準該当事業所 ○介護保険事業所(詳しくは別表1を参照)
雇用形態等	○雇用形態は、正規・非正規を問わない。 ○勤務日数・勤務時間については、週3日以上かつ週10時間以上とする。雇用するにあたり、公募の必要はない。
研修受講期間	○令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで ※令和8年3月31日までに研修を修了しなければならない。

3 補助内容

受講料については、研修受講料、研修受講に係る教材費が対象となります。消費税及び地方消費税を含み、研修に係る旅費は除きます。

対象となる研修名	補助対象経費	補助額	補助事業者
介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額77千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額169千円/人 ②通信の場合:定額117千円/人	
居宅介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額66千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額169千円/人 ②通信の場合:定額117千円/人	
同行援護従業者養成研修(一般課程)	受講料	定額(上限額37千円/人)	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額(上限額36千円/人)	

(案)

同行援護従業者 養成研修（応用 課程）	受講料	定額（上限額 3 7 千円/人）	障害福祉サービ ス事業所等、介護 保険事業所
	代替職員の人 件費相当分	定額（上限額 7 千円/人）	
強度行動障害支 援者養成研修 （基礎研修）	受講料	定額（上限額 2 5 千円/人）	障害福祉サービ ス事業所等、介護 保険事業所
	代替職員の人 件費相当分	定額（上限額 1 5 千円/人）	
強度行動障害支 援者養成研修 （実践研修）	受講料	定額（上限額 2 5 千円/人）	障害福祉サービ ス事業所等、介護 保険事業所
	代替職員の人 件費相当分	定額（上限額 1 5 千円/人）	
喀痰吸引等研修 （3号研修）	受講料	定額（上限額 6 8 千円/人）	障害福祉サービ ス事業所等
	代替職員の人 件費相当分	定額（上限額 1 1 千円/人）	

4 募集期間・人数

	交付申請書受付期間	募集予定人数
第1期	令和7年7月1日から令和7年10月31日まで	50名程度
第2期	令和7年11月4日から令和8年2月27日まで	50名程度

5 留意事項

- (1) 交付決定後に、補助所要額の増額は認められないので注意願います。
- (2) 本事業による補助対象経費について、国、県、市町村等から、他の事業による補助や委託等を受けている場合、本事業に応募することはできません。
- (3) 補助予定人数を超える応募があった場合、その時点で募集を締め切ります。
- (4) 1法人あたり申請は5人を限度とします。
- (5) 介護職員初任者研修等の開講状況等は、県のホームページを確認してください。
(介護職員初任者研修)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kaigoinyousei.html>

(居宅介護従業者養成研修)

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/1304.html>

(案)

6 事業の主な流れ

手続きの流れ	申請事業者が行う手続き
1 交付申請	県へ交付申請書（様式第1号）の提出 ☐ 申請事業総括表 ☐ 事業計画書（採用通知書及び労働条件通知書添付） ☐ 受講者の履歴書 ☐ 所要額調書 ☐ 歳入歳出予算書の抄本 ☐ 県税に未納がないことの証明書 ☐ 暴力団排除に関する誓約書 ☐ 補助金交付決定前着手届（様式第7号。県の交付決定前に研修を受講させる場合のみ） ☐ 研修の受講料（税込、テキスト代含む）、日程が分かる書類
↓	↓
2 審査・決定通知	
↓	↓
3 事業開始	交付決定額から10%以上の減少を伴う場合は、変更申請（様式第2号）を行って下さい。
↓	↓
4 事業完了	県へ実績報告書（様式第5号）の提出 ☐ 事業実績総括表 ☐ 事業実績報告書 （受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類、法人の受講料負担額が分かる書類、受講者の研修修了証の写し添付） ☐ 所要額精算調書 ☐ 歳入歳出決算書（見込書）の抄本
↓	↓
5 確定金額通知・支払い	口座振替依頼書（任意様式）の提出

7 申請書類等の提出先

宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL：022-211-2538

FAX：022-211-2597

MAIL：syoufukup@pref.miyagi.lg.jp

(案)

別表 1

施設等の種類
○障害福祉サービス事業所等 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 同行援護事業所 重度障害者包括支援事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 短期入所事業所 相談支援事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援 A 型事業所 就労継続支援 B 型事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助（グループホーム）事業所 障害者支援施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児入所施設 （基準該当事業所を含む） ○介護保険事業所 介護療養型医療施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護 通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護 看護小規模多機能型居宅介護 訪問介護 訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護

医療的ケア児等の相談先

宮城県医療的ケア児等相談支援センター

医療的ケア児等の相談に総合的に対応

【医療的ケア児等】

日常生活において、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアが不可欠な方

概要

●名称：宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）

計：792名

●所在地：宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12（電話：022-346-7835）

●開所日：平日月曜～金曜 土日祝日及び年末年始は休み

●開所時間：8:30～17:30 / 相談受付時間：9:00～16:30

●スタッフ：看護師1名，理学療法士1名，社会福祉士1名

（相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者含む）



業務内容

① 総合的・専門的な相談支援

医療的ケア児や家族、関係機関等からの相談に対応

② 情報の発信及び研修

県民等へ関連制度やその窓口等の発信、支援者等対象の研修開催

③ 関係機関との連絡調整

協議の場等への参画、地域の支援体制強化のための連携

④ 医療的ケア児等支援に係る調査等

運営

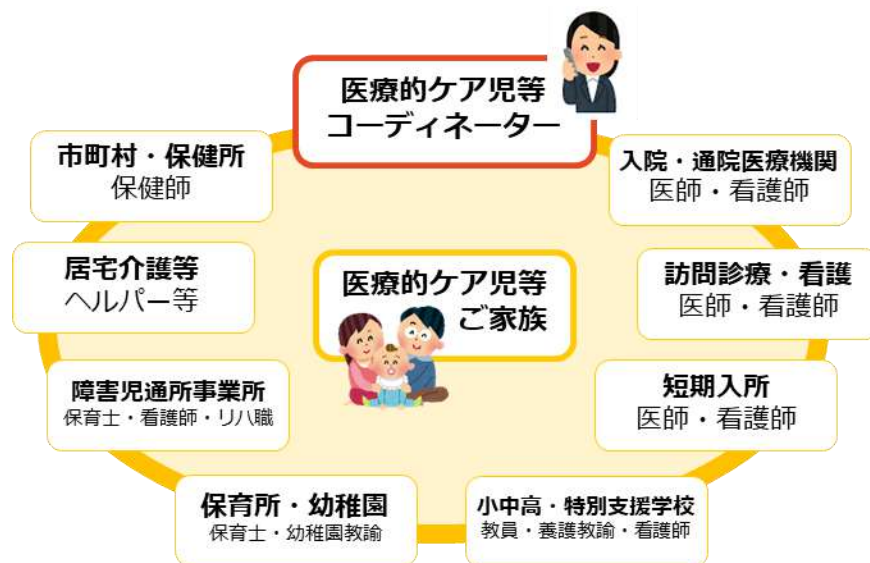
●実施主体：宮城県

●運営：
（一社）宮城・仙台障害者
相談支援従事者協会
（県委託事業）

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等コーディネーター

地域において、医療的ケア児等支援を総合調整する方



県HP上へ、

医療的ケア児等コーディネーター配置事業所

(要医療児者支援体制加算算定事業所)

を掲載しております。

身近な相談先としてご活用ください。

宮城県 医療的ケア児等コーディネーター



医療的ケア児等コーディネーターへ相談してみませんか？

医療的ケア児等コーディネーターとは？

医療的ケア児に関する専門的な知識を持ち、お子さま・ご家族、関係機関の方々とともに、お子さまの健やかな成長、日常生活において必要な支援を総合的に考え、調整する役割を担う者です。

退院後の準備、おうちでの医療的ケア、保育所や療育施設のこと、地域で活用できるサービスなど、何でも結構です。お気軽にご相談ください。



医療的ケア児等コーディネーターがいる相談支援事業所（仙台市を除く）

（令和6年3月1日現在）

所在市町村	事業所名	電話番号
白石市	相談支援センター ナナイロプラン	0224-26-9112
大河原町	県南生活サポートセンターアサンテ	0224-51-5361
村田町	相談支援センターふくのね	0224-82-2340
柴田町	相談事業所がすみ草	0224-55-3365
塩釜市	障がい者福祉相談支援センター「しおも」	022-361-0380
多賀城市	多賀城市児童発達支援センター太陽の家	022-365-2861
利府町	地域拠点センターふきのとう	022-352-1501
名取市	なとり生活支援センター窓	022-382-9855
	サポートケア名取ありのまま舎難病・障害者相談支援センター	022-796-6231
	MOJ CO RITA名取	022-748-5785
岩沼市	南東北相談支援センター	0223-22-1166
亘理町	サポートケア亘理ありのまま舎難病相談支援センター	0223-23-0775
大和町	地域支援センターばれっとよしおか	022-344-3596
大郷町	るーぶ大郷	022-359-3563
大衡村	るーぶ大衡	022-347-4298
大崎町	大崎地域相談支援センターさくら	0229-21-8832
美里町	るーぶ美里	0229-33-2511
栗原市	相談支援ころんがす	0228-52-3556
	シェアワークスくりはら相談支援事業所	0228-21-5855
登米市	児童サポートセンター「パンピ」	0220-34-7351
	忠孝会地域生活支援センター	※R6.11.11.電話番号更新 0220-21-1011
	相談支援サービスあゆみ	0220-23-7525
石巻市	相談支援事業所へキサ	080-4464-5335
東松島市	ひまわりデイサービスセンター	0225-84-2518

※「要医療児者支援体制加算（医療的ケア児等コーディネーター研修修了者等の専門的な知識及び技術を持つ相談支援専門員を配置し、その旨公表している）」を算定している事業所を掲載しています。上記以外にも、医療的ケア児等コーディネーター研修修了者が従事している事業所があります。

令和6年10月

介護職員等による 喀痰吸引等に係る制度について

認定特定行為における事業者登録等について

宮城県保健福祉部

精神保健推進室発達障害・療育支援班

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について (社会福祉士及び介護福祉士法)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができる。
☆ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、法制化されるまでは一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されていた。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 - ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 - ☆ 具体的な行為については省令で規定
 - ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆ 具体的な養成カリキュラムは省令で規定
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆ 一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆ 認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆ 医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆ 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆ 記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、等)
- ・ 障害者支援施設等(生活介護、グループホーム、等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)、等)
- ・ 特別支援学校

※ 医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行
(介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 法制化前にたんの吸引等を実施している者が、法制化後も引き続き当該行為を実施できるよう経過措置を整備

今回の法改正で実施可能となった医行為の範囲

- 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）

【法：第2条第2項】

法第二条第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

【省令：第1条】

【施行通知：第2-1（喀痰吸引等の範囲）】

○同条第1号及び第2号に規定する喀痰吸引については、咽頭の手前までを限度とすること。

○同条第4号の胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施の際には、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認を、
同条第5号の経鼻経管栄養の実施の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）が行うこと。

医行為の制限

医師法

- 医行為を行えるのは医師のみ。
- たんの吸引や経管栄養は医行為に該当

- 第十七条

医師でなければ、医業をしてはならない。

※ 「医業」とは、「医療行為を業として行うこと」を言う。

※ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理（H24厚生労働省）

- 罰則（第三十一条）

三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はその両方

保健師助産師看護師法

- 看護師等は、医師の指示の下に、診療の補助を行うことができる

- 第五条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

- 第三十一条

看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。

- 罰則（第四十三条）

二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又はその両方

医行為の制限の例外

社会福祉士及び介護福祉士法

- 介護職員であっても、以下の手続を経た後であれば、医師の指示の下に、一部の医行為（≡特定行為（たんの吸引、経管栄養））を行うことができる。
 - ① 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修を修了する。
 - ② 県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
 - ③ 県から登録特定行為事業者の登録を受ける。

- 附則第十条〔認定特定行為業務従事者に係る特例〕

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、同条第一項の認定特手業務認定証の交付を受けている者は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができる。

- 附則第十一条〔認定特定行為業務従事者に係る特例〕

認定特定業務従事者認定証は、厚生労働省で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

- 2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が決定した者でなければ、その交付を受けることができない。

- 附則第二十七条〔特定行為業務の登録〕

自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

必要な手続き等の概要

● 実施可能な医行為（＝特定行為）

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

● 喀痰吸引等研修の類型

	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害者等を想定）
行える特定行為	①～⑤全て	①～⑤のいずれか	
カリキュラム	◆ 基本研修 （講義50時間＋演習） ◆ 実地研修		◆ 基本研修 （講義8時間＋演習） ◆ 実地研修
研修実施体制	県及び登録研修機関		登録研修機関
県担当課	長寿社会政策課		精神保健推進室

※喀痰吸引等研修を修了したのみでは、特定行為は行えません。

必要な手続き等の概要

① 喀痰吸引等研修の修了

県又は登録研修機関が開催する喀痰吸引等研修を受講し、修了証書の交付を受けてください。

② 従事者の認定

■ 認定特定行為従事者認定証の交付申請

所定の研修を修了し、特定行為を行う技術を習得した者として、県が認定します。認定を受けなければ特定行為は行えません。

■ 申請先

修了した研修種別により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1・2号研修	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
3号研修	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

必要な手続き等の概要

③ 事業者の登録

■ 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

所定の研修を修了した介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が配置され、業として特定行為を行う事業者として、県が登録します。登録を受けなければ、特定行為は行えません。（法附則第27条）

■ 申請先

事業者指定の根拠法（サービス種別）により、担当課が異なります。

根拠法	担当課	連絡先
介護保険法	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
障害児総合支援法 児童福祉法	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

必要な手続き等の概要

④ 登録後に必要な手続き [一部抜粋] (法第四十八の六 ※準用)

■ 変更の届出

認定特定行為従事者の増減があった場合、登録を受けた事業所が移転した場合、法人の代表者が変更となった場合 等

■ 登録の更新申請

登録時に登録していない特定行為を新たに実施しようとする場合

※認定特定行為業務従事者の認定後、実際に特定行為を提供する前に、登録更新の手続きが必要です。

■ 辞退の届出

特定行為業務を行う必要がなくなった場合

● 必要な手続きの詳細・様式等

- 宮城県「介護職員等によるたんの吸引等に関する登録申請手続き等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

- 厚生労働省「喀痰吸引等制度について」

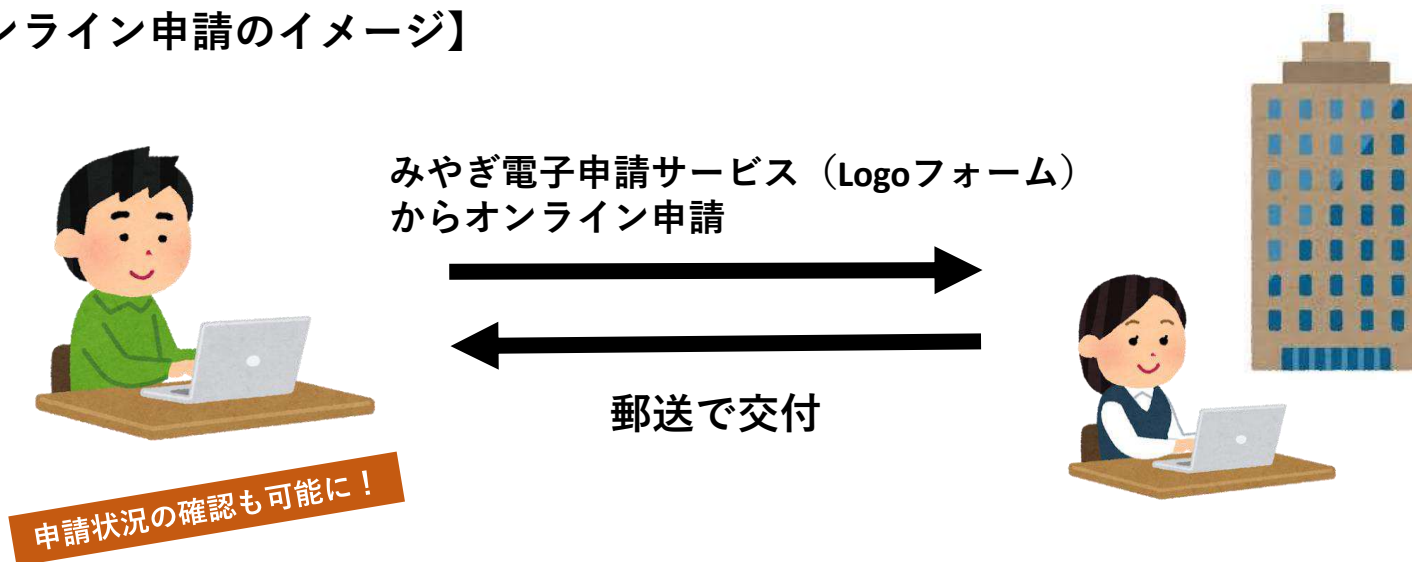
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html

オンライン申請の開始に向けて

「手続きのオンライン化を検討しています！」

- ・ 現在、特定行為実施における申請手続きは書類の郵送により受付をしておりますが、申請者の負担軽減のため手続きのオンライン化に向けて検討を進めております。（開始時期は未定）
- ・ 詳細については、今後HPや通知にてお知らせする予定です。

【オンライン申請のイメージ】



罰則・登録の取消し・欠格条項等

社会福祉士及び介護福祉士法

- 登録を怠った場合等は、刑罰（罰金刑）の対象となる。
- 刑罰を受けた場合等は、登録の取消や業務の停止を命ずることができる。
- 刑罰や登録取消を受けた場合等は、二年間、再度の登録を受けられない。

● 附則第三十一条〔罰則〕

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十七条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つた者

二 附則第二十七条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

● 第四十八条の七（準用）

都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき

二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

● 第四十八条の四（準用）

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない

一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当するものがある者

指定の取消し・欠格条項等

障害者総合支援法

- 刑罰を受けた場合等は、指定の取消や効力停止の対象となる。
- 上の場合、当該法人は、指定の取消自由及び欠格事項に概要する。

● 第三十六条〔指定障害福祉サービス事業者の指定〕（抜粋）

- 3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。
 - 四 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当するとき。

● 第五十条〔指定の取消し等〕（抜粋）

- 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

法令遵守・適切な手続きをお願いします

「改めて確認！」「定期的に確認！」

- 事業所・施設で、介護職員が医行為を行っていませんか？
- 全ての事業所・施設・従事者・利用者について、事前・事後の必要な手続きを適切に行っていますか？手続き漏れはありませんか？
- 施設・事業所として、手続き漏れや遅滞が生じない対応を検討していますか？
(対応例)定期的に自主点検を行う、複数の職員で確認する、
職員間で必要な手続きと期日を書面で可視化・共有する 等

※ 本日ご案内したのは、必要な手続きの一部です。関係法令や県ウェブページ等を再度確認いただき、適正な手続き・法令遵守の徹底をお願いいたします。

※ ご不明な点は、お問い合わせください。

■ 県ウェブページ「登録特定行為事業者の登録手続き等について」

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/touroku.html>)

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)自主点検表」(※別添)を掲載しています。定期的な点検等に御活用ください。

(自主点検表は、上記ウェブページ中「7 登録状況等に係る自主点検について」に掲載しています。)

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者） 自主点検表

記入年月日		年 月 日	登録特定行為事業者等登録番号	0	4									
			登録特定行為事業者等として登録していない場合は記載不要です。											
法 人 名														
代表者（理事長）名														
事業所	名 称													
	所在地													
	連絡先	電話：							F A X：					
	種 別	【障害福祉サービス】 ☐ 居宅介護 ☐ 重度訪問介護 ☐ 行動援護 ☐ 同行援護 ☐ 短期入所（医療型を除く） ☐ 共同生活援助（グループホーム） ☐ 障害者支援施設 ☐ 児童発達支援 ☐ 放課後等デイサービス ☐ 障害児入所施設（医療型を除く） ☐ その他事業所（　　　　　　　　　　　　　　）												
		【介護保険サービス】 ☐ 訪問介護 ☐ 通所介護 ☐ 短期入所 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設 ☐ グループホーム ☐ 生活介護 ☐ その他事業所（　　　　　　　　　　　　　　）												
	記入者（職・氏名）													

※この自主点検は、主に手続きの不備等が散見される内容を対象としており、認定特定行為業務従事者の登録特定行為事業者の登録に必要な手続きの内容を網羅しているものではありません。

自主点検以外の内容についても、県のウェブページ等を御確認の上、適切に対応願います。

☆ 記載にあたっての留意事項

- チェック対象
- ・本チェックについては、登録を受けている事業所毎に実施するものです。
 - ・喀痰吸引等を実施している事業所で、登録特定行為事業者として登録していない事業所については、「4 問合せ先」に直接お問い合わせください。

- チェック項目 ・該当するものにチェック（☒）をしてください。
・内容欄の項目について該当のない場合については、該当無をチェックしてください。

○文章中、「法」とは「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年 5 月 26 日法律第 30 号）」を、「省令」とは「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年 12 月 15 日厚生省令第 49 号）」を指します。

※なお、法附則第27条第2項により、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとします。

1 喀痰吸引等（特定行為）の実施の有無

貴事業所において、介護職員による喀痰吸引等の特定行為業務の実施はありますか。	☐ 有	☐ 無
	⇒「2 登録特定行為事業者 自主点検表」についても回答してください。	⇒質問は以上となります。

2 登録特定行為事業者 自主点検表

項 目	内 容	できている	一部できていない	できていない	該当無
(1) 特定行為業務従事者の認定に関する事	①特定行為業務を行う者は、登録研修機関での研修を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けていますか。 ※研修を修了しただけでは、特定行為業務を行うことはできません。 ※新たな対象者へ特定行為を実施する場合や既に認定を受けている利用者に対して認定を受けている特定行為以外の行為を実施する場合には、改めて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要があります。	☐	☐	☐	☐
	②貴事業所の認定特定行為業務従事者は、認定を受けた利用者へ、認定を受けた特定行為のみを実施していますか。 ※認定証の交付がされていない従事者及び実地研修を修了していない介護福祉士等に対し登録特定行為を行わせた場合は、登録取消し又は業務停止等の処分の対象となり得ます。	☐	☐	☐	☐
(2) 事業者の登録に関する事	①登録特定行為事業者として登録している特定行為のみ実施していますか。	☐	☐	☐	☐
	<事業所で登録している行為> ☐ 口腔内の喀痰吸引 ☐ 鼻腔内の喀痰吸引 ☐ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ☐ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ☐ 経鼻経管栄養 <職員が実施している行為> ☐ 口腔内の喀痰吸引 ☐ 鼻腔内の喀痰吸引 ☐ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ☐ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ☐ 経鼻経管栄養	☐	☐	☐	☐

項 目	内 容	できている	一部できている	できていない	該当無
	②下記の場合には、適切に登録変更届を提出していますか。				
	【あらかじめ提出するもの】				
	(ア)法人の名称，所在地又は代表者を変更しようとする場合	☐	☐	☐	☐
	(イ)事業所の名称，代表者又は所在地を変更しようとする場合	☐	☐	☐	☐
	(ウ)事業者登録の内容を更新する場合 (特定行為を追加する場合) ※認定特定行為業務従事者認定証を有する職員が配置されていても，登録喀痰吸引等事業者としてその特定行為が登録されていない場合は，特定行為業務を行うことはできません。 ※登録を受けていない特定行為を新たに実施しようとする場合には，事前に登録を受けることが必要です。	☐	☐	☐	☐
	【変更から遅滞なく提出するもの】				
	(ア)特定行為を行う認定特定行為業務従事者，又は特定行為を必要とする利用者の増減があった場合	☐	☐	☐	☐
	(イ)業務方法書（業務規程）を変更する場合	☐	☐	☐	☐
(3) 医師，看護師等との連携確保に関すること	①認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等の実施に際し，医師の文書による指示（医師の指示書等）を個別に受けていますか。	☐	☐	☐	☐
	また，医師の指示書等での指示期間は有効なものとなっていますか。	☐	☐	☐	☐
	②利用者の状態について，医師，看護職員が定期的に確認していますか。	☐	☐	☐	☐
	また，確認頻度については，利用者ごとに定められていますか。	☐	☐	☐	☐
	③医師又は看護職員と認定特定行為業務従事者との適切な役割分担及び情報共有が図られていますか。	☐	☐	☐	☐
	④利用者の希望，医師の指示及び心身の状況を踏まえて，医師又は看護職員との連携の下に，特定行為の実施内容等を記載した計画書を作成していますか。	☐	☐	☐	☐

項 目	内 容	できている	一部できていない	できていない	該当無
	⑤特定行為の実施ごとに実施結果を記録し、随時看護職員に報告していますか。	☐	☐	☐	☐
	⑥特定行為の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出していますか。	☐	☐	☐	☐
	また、提出頻度については、利用者ごとに定められていますか。	☐	☐	☐	☐
	⑦利用者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡が行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	☐	☐	☐	☐
	また、緊急時の連絡方法の更新及び見直しを随時行っていますか。	☐	☐	☐	☐
	⑧医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置等の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保していますか。	☐	☐	☐	☐

3 「一部できていない」又は「できでない」項目の対応及び改善について

項目番号	対応及び改善内容	改善時期
(例) (2) (ア)	法人の代表者（代表取締役）が変更されたことについて、変更届を速やかに提出します。	速やかに、○週間以内、○月○日まで 等

4 問合せ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号（宮城県庁）

宮城県保健福祉部 精神保健推進室 発達障害・療育支援班

電話 022-211-2543（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

FAX 022-211-2597

Mail seishin-ry@pref.miyagi.lg.jp

【参考（喀痰吸引等に関するウェブページ）】

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

（詳しい手続方法の確認、申請書のダウンロードできます。）

精神障害のピアサポート活動を応援します

当事者や家族のピアサポート活動に

**「宮城県精神障害の当事者・家族等の活動支援及び
ピアサポート活用事業補助金」**を活用しませんか？



1. 目的

ピアサポート活動とは、精神障害の当事者・家族等が自らの経験を生かして、他の精神障害者等の回復のために行う支援、仲間同士の支え合いを指します。

県内のピアサポート活動を行う団体等への支援を行い、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域共生社会を実現することを目的としています。

2. 補助対象

- 宮城県内に所在する、①精神障害のピアサポート活動団体（当事者・家族会等）
②ピアサポート活動を行う障害福祉サービス事業所

3. 補助事業

宮城県内で行われる当事者・家族等によるピアサポート活動

(1) 情報交換会・
交流会等



(2) 研修会・セミ
ナー等



(3) 個別相談支援



(4) 普及啓発



4. 補助対象経費

報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、謝金、旅費、
需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、
食糧費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、
使用料及び賃借料

例えば・・・

- ・研修講師等への謝金、旅費
- ・パンフレット・チラシ等
の印刷代
- ・会議におけるお茶代
- ・テレビ、雑誌等の広告料
- ・会場使用料 等

5. 交付対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

6. 補助率及び補助限度額

補助率	補助上限額
10 / 10	20万円

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

7.令和7年度スケジュール（予定）

No.	項目	各種締切日
①	募集開始（県HPに掲載）	令和7年4月中旬頃
②	所要見込額の提出	令和7年5月30日（金）まで
③	補助金交付申請書の提出	令和7年6月30日（月）まで
④	補助金交付決定	令和7年7月中
⑤	交付申請事業の実施・完了	令和8年3月31日まで
⑥	事業実施報告書の提出	①事業完了日から1か月以内または ②令和8年4月20日まで（①②のいずれか早い日）
⑦	額の確定・補助金の交付	事業実施報告書提出後

8.Q&A

Q1.	ピアサポーターを養成することを検討しているが、養成に係る経費も補助対象か。
A1.	当事者・家族会等が行うピアサポート活動の経費を対象としているため、事業所におけるピアサポーター養成に係る費用は対象としていません。
Q2.	補助対象事業を複数の事業所が共催で実施する場合も申請できるか。
A2.	共催で実施した場合も、交付申請を行うことは可能です。この場合、対象経費について他の共催事業所と重複して申請することのないように注意してください。
Q3.	他の補助金の交付を受けているが、対象となるのか。
A3.	「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金」を活用した補助金の交付を受けている事業または交付申請している事業は対象外となります。また、その他の補助金により補助を受けている対象経費は対象外となります。 ※本事業の対象となるか確認したい場合は、下記へお問い合わせください。
Q4.	本事業のために支払ったレシートや領収書などの書類をなくしてしまったが、申請できるか。
A4.	支払いしたことを証明できないものについては、金額にかかわらず申請できません。実施した事業の支払いを証明する書類等については事業実施報告まで大切に保管願います。
Q5.	実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、補助金は増額（変更）してもらえるか。
A5.	交付決定後は、原則として増額変更は認めておりません。ただし、実際の支出額が減額する場合には、精算した上で補助金額を確定します。
Q6.	補助金はいつ交付されるのか。
A6.	事業完了後に、事業実施報告書を提出していただき、県の審査後に、支払います。 ※必要に応じて、事業実施報告書提出前の概算払いも可能です。

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

地域移行支援・地域定着支援の取組をサポートします／

県内の精神科病院や相談支援事業所における
地域移行支援・地域定着支援の取組をサポートする
「宮城県地域移行推進体制整備事業補助金」です。
ぜひ、ご活用ください！



1. 目的

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を推進し、地域共生社会を実現するために、県内の精神科病院や相談支援事業所が取り組む、精神疾患や精神障害を有する者の地域移行支援・地域定着支援にかかる人材確保や、人材育成を推進することを目的としています。

2. 補助対象

仙南・仙台地域（仙台市を除く）に所在する 精神科病院 及び 相談支援事業所

3. 補助事業内容

（１）人材確保事業

補助事業者	令和7年4月1日時点において「療養生活継続支援加算」を算定していない精神科病院
補助内容	精神科病院が「療養生活継続支援加算」を算定するために新たに採用した専任の精神保健福祉士の人件費
対象経費	報酬、賃金、給料、職員手当、共済費、通勤手当、旅費
補助率	10/10
補助限度額	3,500,000円

（２）人材育成事業

補助事業者	精神科病院、相談支援事業所
補助内容	地域移行支援・地域定着支援にかかる職員の知識・技能の習得や維持のための人材育成経費 ①自所属内で実施する研修・セミナー等 ②自所属外で実施する研修・セミナー等
対象経費	報酬、賃金、給料、職員手当、報償費、謝金、旅費、需用費、食糧費、役務費、使用料及び賃借料
補助率	10/10
補助限度額	150,000円

4. 交付対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

5.令和7年度スケジュール（予定）

No.	項目	各種締切日
①	募集開始（県HPに掲載）	<u>令和7年4月中旬頃</u>
②	所要見込額の提出	<u>令和7年5月30日（金）まで</u>
③	補助金交付申請書の提出	<u>令和7年6月30日（月）まで</u>
④	補助金交付決定	令和7年7月中
⑤	交付申請事業の実施・完了	<u>令和8年3月31日まで</u>
⑥	事業実施報告書の提出	①事業完了日から1か月以内または ②令和8年4月20日まで（①②のいずれか早い日）
⑦	額の確定・補助金の交付	事業実施報告書提出後

6.Q&A

A1.	交付申請書と事業実施報告書の両方の提出が必要となります。事業実施報告書の提出は補助金交付決定後にご提出いただきます。
Q2	実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、補助金は増額（変更）してもらえるか。
A2.	交付決定後は、原則として増額変更は認めておりません。ただし、実際の支出額が減額する場合には、精算した上で補助金額を確定します。
Q3.	領収書やレシート等が無い支払いについても補助金の交付は可能か。
A3.	支払いを証明できないものについては、金額にかかわらず申請できません。実施した事業の支払いを証明する書類等については事業実施報告まで大切に保管願います。
Q4.	対象経費の支払いはクレジットカードや電子マネー、二次元バーコードなど、現金以外の方法も可能か。
A4.	対象経費の支払いは、クレジットカードや電子マネー、二次元バーコードなど現金以外の方法も可能です。この場合も必ずレシートなどの支払いを証明する書類を発行してもらい、事業実施報告書に添付ください。
Q5.	補助金はいつ交付されるのか。
A5.	事業完了後に、事業実施報告書を提出していただき、県の審査後に、支払います。 ※必要に応じて、事業実施報告書提出前の概算払いも可能です。

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：seishin-se@pref.miyagi.lg.jp